

相互承認に関する協力のための公益財団法人交流協会と
亜東関係協会との間の取決め
(仮訳)

第1条

公益財団法人交流協会と亜東関係協会（以下「双方」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項（5）及び（7）に関連し、以下第2条から第10条までに規定する事項について必要な関連当局の同意が得られるよう相互に協力する。

第2条

1. 一方の側の区域の適合性評価機関は、この取決めに定めるとおり、適合性評価手続について定める他方の側の区域における制度に参加することが認められ、並びに他方の側の区域における関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続の結果は、当該他方の側の区域において受け入れられる。そのように受け入れられる適合性評価手続は、附属書に特定されたものであって、当該他方の側の区域における登録当局又は承認当局による登録又は承認を受けた当該一方の側の区域の適合性評価機関によって実施されるもの（適合性の証明書を含む。）である。

2. 1に規定する適合性の証明書に加えて一方の側の区域における登録当局又は承認当局による関連する製品の承認手続が必要な場合には、その関連する製品の承認手続は、適合性の証明書の受領から4日又は2営業日のいずれか長い方の期間内に完了される。

第3条

1. この取決めは、附属書で範囲とされた適合性評価機関の登録又は承認及び製品又は工程の適合性評価手続であって、附属書に規定するものに関するものである。この取決めの附属書は、第1部、第2部及び第3部から成る。

2. 附属書第2部は、特に、適用範囲を定める規定を含む。

3. 附属書第2部は、次の事項を定める。
 - (a) この取決めに関する製品を定めるそれぞれの側の区域における関係法令及び運用規則
 - (b) 技術上の要件及び当該要件を満たすための適合性評価手続であって、この取決めに関するものを定めるそれぞれの側の区域における関係法令及び運用規則
 - (c) 適合性評価機関の登録又は承認の基準を定めるそれぞれの側の区域における関係法令及び運用規則
 - (d) 登録当局及び承認当局の表
4. 附属書第3部は、この取決めに定める関連当局による実施及び運用のための細則を定める。

第4条

1. この取決めにおいて、
 - (a) 「区域」とは、
 - (i) 公益財団法人交流協会については、日本国をいう。
 - (ii) 亜東関係協会については、台湾をいう。
 - (b) 「適合性の証明書」とは、登録又は承認を受けた適合性評価機関が適合性評価手続の結果として発給する文書であって、製品又は工程が附属書に特定するそれぞれの側の区域における関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすことを記載したものをいう。
 - (c) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。
 - (d) 「適合性評価手続」とは、製品又は工程が附属書に特定するそれぞれの側の区域における関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすか否かにつき、直接又は間接に決定するための手続をいう。
 - (e) 「登録又は承認の基準」とは、一方の側の区域における登録当局又は承認当局による登録又は承認を受けるために他方の側の区域の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び当該一方の側の区域における登録当局又は承認当局による登録又は承認を受けた適合性評価機関が当該登録又は承認の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であって、附属書に特定する当該一方の側の区域における関係法令及び運用規則に定めるものをいう。
 - (f) 「登録当局又は承認当局」とは、一方の側の区域における当局であって、附属書に特定する当該一方の側の区域における関係法令及び運用規則に

従い、他方の側の区域の適合性評価機関の登録又は承認及び当該登録又は承認の取消しを行う権限を与えられたものをいう。

(g)「登録又は承認」とは、一方の側の区域における登録当局又は承認当局が附属書に特定する当該一方の側の区域における関係法令及び運用規則に従って行う他方の側の区域の適合性評価機関の登録又は承認をいう。

2. この条に別段の定義がある場合を除くほか、この取決めにおけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針第2巻（ISO・IECガイド2）の2004年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）及び国際標準化機構・国際電気標準会議規格書第17000巻の2004年版（「適合性評価に関する用語及び一般原則」）において与えられている意味を有する。

第5条

1. (a) 登録又は承認を申請する一方の側の区域の適合性評価機関は附属書に特定する他方の側の区域における関係法令及び運用規則に定める登録又は承認の基準を満たす場合には、附属書に特定する当該他方の側の区域における関係法令及び運用規則に従って、当該他方の側の区域のける登録当局又は承認当局により登録され、又は承認される。

(b) 一方の側の区域の適合性評価機関は、他方の側の区域における登録当局又は承認当局による登録又は承認の基準の一部として、当該他方の側の区域に住所若しくは事業の拠点を持つ代理人、事務所又は子会社を置くことを要求されることはない。

(c) 一方の側の区域の適合性評価機関は、附属書に特定する他方の側の区域における関係法令及び運用規則に基づいて、適合性評価の活動及び登録又は承認の基準に関して同様の状況において他の国又は地域の適合性評価機関に対して与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

(d) 一方の側の区域の適合性評価機関が附属書に特定する他方の側の区域における関係法令及び運用規則に従って適合性評価活動を行う製品の生産地又は生産する事業体の所在地に基づく制限は課されない。

(e) 一方の側の区域の適合性評価機関の登録又は承認は、当該適合性評価機関が附属書に特定する他方の側の区域における関係法令及び運用規則に定める登録又は承認の基準を満たさなくなった場合には、当該他方の側の区域における登録当局又は承認当局により取り消されることがある。

2. (a) 他方の側の区域における登録当局又は承認当局は、一方の側の区域

の適合性評価機関が登録又は承認の基準を満たしていることを確認するため他方の側の区域の登録当局又は承認当局は、次のことを行うことができる。

(i) 当該一方の側の区域の適合性評価機関に対し、書面による質問書により又は(ii)に規定する訪問の際に、照会すること。

(ii) 当該一方の側の区域の適合性評価機関の施設への訪問につき、当該一方の側の区域における登録当局又は承認当局が反対せず、かつ、当該適合性評価機関が同意を与えること及び当該一方の側の求めがあるときは当該一方の側の区域における登録当局又は承認当局の職員が同行することを条件として、これを実施すること。

(iii) 登録又は承認を申請する一方の側の区域の適合性評価機関が、適合性評価手続の一部として適合性評価の活動をその活動の対象となる当該一方の側の区域の事業体の施設で行う場合には、当該一方の側における登録当局又は承認当局が反対せず、かつ、当該事業体及び当該適合性評価機関が同意を与えること並びに当該一方の側の求めがあるときは当該一方の側の区域における登録当局又は承認当局の職員が同行することを条件として、当該他方の側の区域における登録当局又は承認当局の職員をオブザーバーとして当該一方の側の区域の当該適合性評価機関に同行させること。

注釈 (a)(ii)又は(iii)に規定する訪問又は同行の要請は、当該他方の側から当該一方の側に通報される。当該他方の側に対し、訪問又は同行の要請が受領された後14日間又は当該他方の側の区域における登録当局又は承認当局が定める期間のいずれか長い方の期間内に当該一方の側の区域における登録当局又は承認当局の反対が通報されない場合には、反対がなかったものとみなす。

(b) 当該他方の側は、当該他方の側の区域における登録当局又は承認当局が、(a)(i)に規定する質問書を送付するときは、直ちに当該一方の側に通報する。

(c) (a)(ii)又は(iii)に規定する訪問又は同行は、その訪問又は同行が行われる側の区域の法令に反しない方法で行われる。

(d) いずれの一方の側の区域における登録当局又は承認当局が照会、訪問又はオブザーバーとしての同行を通じて入手した情報は、(a)に規定する目的のためにのみ使用される。

3. 一方の側の区域の適合性評価機関の登録又は承認は、2(a)(i)に規定する照会について正当な理由なく回答が行われず、若しくは虚偽の回答が行われた場合、当該一方の側の区域における登録当局又は承認当局が2(a)(i)

i) に規定する訪問について正当な理由なく反対し、若しくは当該一方の側の区域の適合性評価機関が正当な理由なく2 (a) (i i) に規定する同意を与えない場合又は2 (a) (i i) に規定する訪問が正当な理由なく拒否され、妨げられ、若しくは忌避された場合には、当該他方の側の区域の登録当局又は承認当局により取り消されることがある。

第6条

1. 双方は、この取決めの規定を効果的に実施し、及び運用するため、相互承認に関する合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 規格及び適合性評価手続に関する情報を交換し、及び連絡部局を通じてそれぞれの側の区域における登録当局又は承認当局に情報を提供すること。

(b) この取決めの規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c) 追加的な製品又は工程についてこの取決めに係る相互承認のための交渉を行う可能性を検討すること。

(d) この取決めの規定に関連する問題（この取決めの効果的な実施及び運用のために規格及び適合性評価手続に関する双方の協力を促進する方法を含む。）について討議すること。

(e) この取決めの規定の実施及び運用に関する決定及び勧告を行うこと。

(f) 必要に応じて、それぞれの側の区域の登録当局又は承認当局に対し決定及び勧告に関する協力を要請すること。

3. (a) 委員会は、それぞれの側の代表者から成る。

(b) 委員会は、委員会の規則及び手続を決定する。

(c) 委員会は、コンセンサス方式により、委員会の決定を行い、及び勧告を採択する。

4. 委員会は、双方の合意により、討議する問題に関連する必要な専門知識を有する関連機関の代表者を招請し、及び産業界との共同会合を開催することができる。

第7条

1. この取決めのいかなる規定も、一方の側に対し他方の側の区域の規格及び適合性評価手続を受け入れ、又は採用することを関連当局に働きかけるよう要求するものと解してはならないことが了解される。

2. 双方は、情報技術装置の電磁両立性の要件について双方の側の区域における制度が異なることを認識し、情報技術装置の電磁両立性の適合性評価の結果の相互の受入れを促進するための更なる協力を行うことについて検討する。

第8条

1. 一方の側又は当該一方の側の区域における登録当局又は承認当局に提供された秘密の情報の秘密性は、当該一方の側の区域における関係法令に従って保持されるものとし、また、当該情報は、その提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護される。

2. この取決めに定める協力を通じて入手された情報は、一方の側又は当該一方の側の区域における登録当局又は承認当局によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第9条

1. 新たな又は追加的な適合性評価手続であって、同一の対象製品に関係し、かつ、附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める技術上の要件を満たすためのものが導入される場合には、双方の合意に基づき、当該新たな又は追加的な適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則を特定するために附属書第2部を改正する。

2. 附属書第2部に掲載されている一方の側の区域における関係法令又は運用規則が対象とする製品の範囲又は規格に変更が生じた際には、その変更はこの取決めに自動的に適用される。

第10条

1. この取決めは、双方がそれぞれの手続が完了した旨を相互に通報する日に効力を生ずる。

2. 附属書は、この取決めの不可分の一部を成す。
3. いずれの一方の側も、この取決めに改正するため、いつでも他方の側との協議を要請することができる。
4. いずれの一方の側も、一年前に他方の側に対して書面による通告を行うことにより、この取決めに終了させることができる
5. この取決めの終了後においても、他方の側の区域の登録当局又は承認当局による登録又は承認を受けた一方の側の区域の適合性評価機関により、この取決めの終了前に実施された適合性評価手続の結果は、登録当局又は承認当局が健康、安全及び環境保護の判断に基づき別の決定をした場合を除き、引き続き受け入れられる。

この取決めに、英語により作成し、交流協会の代表及び亜東関係協会の代表は、以上の証拠として、2012年11月29日に台北にて、これに署名した。

公益財団法人交流協会のために
大橋光夫

亜東関係協会のために
廖了以

附属書

第 1 部 適用範囲

1. この附属書は、第 2 部第 1 節に特定する一方の側の区域における関係法令及び運用規則に定める電気・電子製品及び情報技術機器であって、当該一方の側の区域において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となる全てのものに関する適合性評価手続に関するものである。
2. この附属書において、登録又は承認の基準は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定める関連する適合性評価機関のための基準に適合するものでなければならない。
3. 第 2 部にいう「改正」には、次の事項を含むことが了解される。
 - (a) 第 2 部に掲げる関係法令又は運用規則の全部又は一部が変更されること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。
 - (b) 第 2 部に掲げる関係法令又は運用規則が廃止され、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則が制定されること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。
 - (c) 第 2 部に掲げる関係法令又は運用規則の全部又は関連部分が他の法令又は運用規則に組み込まれること。
4. この附属書において
 - (a) 「公益社団法人」及び「公益財団法人」とは、日本の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）」又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）」に基づき、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人として認定及び登記された法人をいう。
 - (b) 「一般社団法人」及び「一般財団法人」とは、日本の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）」に基づき、それぞれ一般社団法人及び一般財団法人として登記された法人をいう。

第2部 関係法令及び運用規則並びに登録当局又は承認当局

第1節 製品を定める関係法令及び運用規則

日 本	台 湾
1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）及びその改正	1 商品検査法及びその改正
2 電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）及びその改正	2 商品検査法施行細則及びその改正

第2節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

日 本	台 湾
1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）及びその改正	1 商品検査法及びその改正
2 電気用品安全法施行規則（昭和37年通商産業省第84号）及びその改正	2 商品検査法施行細則及びその改正
3 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85条号）及びその改正	3 商品認証登録弁法及びその改正
4 電気用品の技術上の基準を定める省令第二項の規定に基づく基準についての経済産業大臣告示（平成14・03・13商第6号）及びその改正	4 工場検査作業指示書及びその改正
5 電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則（昭和50年50資公部第192号）及びその改正	5 工場検査作業手順及びその改正

第3節 登録又は承認の基準を定める関係法令及び運用規則

日 本	台 湾
1 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）及びその改正	1 商品検査業務委託弁法及びその改正
2 電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）及びその改正	2 商品検査指定試験所認可管理弁法及びその改正
3 電気用品安全法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及びその改正	3 電磁両立性指定試験所特定基準及びその改正
	4 電気・電子類商品指定試験所特定基準及びその改正
	5 情報技術装置指定試験所特定基準及びその改正
	6 地上デジタルテレビ受信機指定試験所特定基準及びその改正
	7 品質管理認証機関認可作業指示書及びその改正
	8 工場検査機関認可作業指示書及びその改正
	9 工場検査機関認可作業手順及びその改正

第4節 登録当局又は承認当局

日 本	台 湾
経済産業省又はこれを継承する当局	經濟部標準検査局又はこれを継承する当局

第3部 実施及び運用に関する細則

1. 第5条に従い台湾の承認当局によって「商品検証機構」として承認される日本国の機関の法人格は、以下であることとする。
 - (a) 公益社団法人
 - (b) 公益財団法人
 - (c) 一般社団法人
 - (d) 一般財団法人

2. 1の規定を除いて、第5条に従い台湾の承認当局によって承認される日本の適合性評価機関には、法人格に関する制限は適用されない。

3. 日本国の試験所の承認に係る2004年4月14日付けの標準検閲局発交流協会台北事務所宛て通知は、この取決めの発効の日に効力を失い、当該通知にあるような条件は日本国のいかなる適合性評価機関に対しても適用されない。

4. (a) 日本国にある承認を受けた試験所は、台湾の関係法令及び運用規則に従い、日本の外で試験を行うことができる。ただし、承認を受けた試験所は、台湾の承認当局に対して事前通知を行わなければならない。
(b) 台湾にある登録を受けた適合性評価機関は、日本国の関係法令及び運用規則に従い、台湾の外で試験を行うことができる。

5. 亜東関係協会は、1で示されている範囲を越えて、営利法人を含むために台湾の承認当局に「商品検証機構」として承認される日本国の機関の法人格の範囲を拡大することについての交流協会からの要請を認識し、可能な限り早期にそのような拡大がなされるよう台湾の関係当局にその要請を伝える。

6. 日本国の適合性評価機関は、台湾の商品検査法（2007年7月11日発効）によって改正された商品検査法（1932年発効）第15条を通じて承認される。